

## 「台風による交通障害」についての申し入れ

9月28日、私たち分会は今回の台風による交通障害について多くの社員から状況を聞き、問題点を洗い出し、申し入れを行いました。下記がその「申し入れ」です。

### 「台風による交通障害」についての申し入れ

9月4日、台風21号が近畿地方を襲い甚大な被害をもたらした。

台風が昼過ぎに大阪地方を通過することから、JR西日本をはじめ近畿地方の各公共交通機関は前日に、全日または午後からの運休を発表した。

その為、夜勤勤務の社員は何時間も前から早め出勤しなくてはならなかったり、電車が全て動かなかったために出勤出来ずに自宅待機（その後、通勤障害）となった社員もいた。

また、日勤退出後、帰宅困難になった社員も多数いる。

大阪仕業検査車両所でも社員の出勤について会社の無責任な指示、不誠実な対応が明らかになった。

本来、社員の安全を確保するのは会社の責務であり、たとえ通勤時といえどもその責任が変わるものではない。

しかし今回、社員の出勤・退出を巡って多くの問題が発生した。

「安全最優先」を謳うJR東海においてあってはならない事と強く考える。

今後、社員が交通障害時でも安心して出退勤できるように下記の内容で申し入れますので、早急な労使協議をお願いします。

### 記

1. 会社は社員の通勤経路を把握していながら、交通障害時の通勤方法についての社員からの問い合わせに「公共交通機関を利用して最善の努力をして下さい」としか答えない不誠実な対応をしたのはなぜか明らかにすること。
2. 会社は今回コインパーキング料金の申請を一般掲示していることから公共交通機関利用社員でも交通障害時のマイカー出勤を認めたということか明らかにすると。
3. 今回マイカー出勤を希望した社員に対し、職場の駐車場が空いているにも関わらず、なぜ許可しなかったのか明らかにすること。

4. 職場の駐車場に止めていた車両（車、バイク、自転車等）が今回の台風により、損害を受けた。この補償等はないのか明らかにすること。  
また今後、同様の損害を受けないための対策を明らかにすること。
5. 前日から公共交通機関の運休が発表されていた。会社は日勤者の帰宅対策を取っていたのか明らかにすること。
6. 帰宅困難者について会社は寝室や食事等の対策を取っていたのか明らかにすること。
7. 会社は社員の通勤経路を把握しているのにもかかわらず、あらかじめ帰宅困難者となりうる社員と前段に帰宅に関して相談したのか明らかにすること。
8. 当日、異経路や公共交通機関の復旧の遅れ等により、帰宅が何時間も遅くなった社員がいる。この時間の補償を行う事。
9. 公共交通機関の運休により、早期出勤した社員がいる。この時間の補償を行う事。
10. 公共交通機関が運休したため、家族や知人等にマイカーで送ってもらった社員がいる。これらの自主的な努力に対する補償を行う事。
11. 業務終了後に帰宅困難者となることが容易に想定される社員に対して出勤させず自宅待機等を検討したのか明らかにすること。
12. タクシーの利用について各職場で違いがある。タクシーの利用についての基準を明らかにすること。

以上